

みどり園通所介護事業(デイサービス) 重要事項説明書

あなたに対する通所介護サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 立石会
法人所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂本 文秋
電話番号	0858-53-2820

2. ご利用事業所

事業所の名称	みどり園通所介護事業所
事業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
施設長名	施設長 前田 信子
電話番号	0858-53-2613 (8時30分～17時30分)
	0858-53-2820 (17時30分～翌日8時30分)
ファクシミリ番号	0858-53-2822

事業所の名称	みどり園通所介護事業所 八橋出張所
事業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1391-1
施設長名	施設長 前田 信子
電話番号	0858-52-2411 (8時30分～17時30分)
	0858-53-2820 (17時30分～翌日8時30分)
ファクシミリ番号	0858-52-1277

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	鳥取県知事の事業者指定		利用定員	琴浦町基準 該当サービス 当・非該当	
	指定年月日	指定番号			
居宅	通所介護	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第115号	55人	
	通所介護 (八橋出張所)	平成30年4月1日			
	介護予防通所介護	平成18年4月1日	鳥取県指令第200500143890号		
	介護予防・総合事業	平成29年4月1日			
	介護予防・総合事業 (八橋出張所)	平成30年4月1日			
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	鳥取県指令第200500143890号	20人	
	短期入所生活介護	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第115号		
	居宅介護支援事業	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第76号		
	介護予防居宅介護支援事業所	平成18年4月1日			委託事業
施設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第115号	90人	当・非該当

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人立石会が開設するみどり園通所介護事業所において、通所介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
事業運営の方針	当事業所にあつては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の支援その他の生活全般にわたる援助を行う。 又、市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

5. 事業所の概要

みどり園通所介護介護事業所（介護予防・総合事業と併せて）

敷地	13,575㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋建(耐火構造)
	延べ面積	300.69㎡
	利用定員	40名(介護予防・総合事業と併せて)

八橋出張所（介護予防・総合事業と併せて）

敷地	1401.02㎡	
建物	構造	鉄骨造
	延べ面積	593.89㎡(専用区画176.33㎡)
	利用定員	15名(介護予防・総合事業と併せて)

(1) 主な設備

みどり園通所介護事業所

設備の種類	数	面積
食堂・機能訓練室	1室	143.55㎡
静養室	1室	27.00㎡
談話コーナー	1ヶ所	47.42㎡
介護教室	1室	40.00㎡
相談室	1室	15.00㎡

八橋出張所

設備の種類	数	面積
食堂・機能訓練室	1室	100.12㎡
静養室	1室	19.44㎡
機能訓練室	1室	49.57㎡
相談室	1室	7.2㎡

6. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで(年始を除く)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後4時30分

サービス提供時間 午前9時から午後4時30分

延長サービス時間 午前7時から午前9時及び午後4時30分から午後7時

7. 主な事業実施地域

主な事業実施地域 琴浦町

8. 職員体制(主たる職員)

(介護予防通所介護事業含む)

職 種	員 数	指定基準	備 考
管理者	1	1	保有資格者1名
生活相談員	1.2	1	保有資格者3名
介護職員	10.9	6	保有資格者4名
介護職員(八橋出張所)		1	保有資格者3名
看護職員	4	1	保有資格者4名
調理師	1		保有資格者1名
調理師(八橋出張所)	1		保有資格者1名
機能訓練指導員	2	2	保有資格者2名

9. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯(9:00~18:00) 常勤で勤務	原則として4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	原則として4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早 番(7:00~16:00) ・準早番(8:00~17:00) ・日 勤(8:30~17:30) ・準遅番(9:00~18:00) ・準遅番(9:30~18:30) ・遅 番(10:00~19:00) 	原則として4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)	原則として4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)	原則として4週8休
調理師	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)	原則として4週8休

10. サービスの内容と利用料金

(1) 法定給付サービス

区 分	利 用 料
通所介護 利用料	1日当たりの標準負担額(自己負担額)
	(要介護1) (要介護2) (要介護3) (要介護4) (要介護5)
	3～4時間 3,580円 4,090円 4,620円 5,130円 5,680円
	4～5時間 3,760円 4,300円 4,860円 5,410円 5,970円
	5～6時間 5,440円 6,430円 7,430円 8,400円 9,400円
	6～7時間 5,640円 6,670円 7,700円 8,710円 9,740円
	7～8時間 6,290円 7,440円 8,610円 9,800円 10,970円
	8～9時間 6,470円 7,650円 8,850円 10,070円 11,270円
サービス体制強化加算	I : 1日220円
入浴介助加算	I : 1日400円 II : 1日550円
個別機能訓練加算	I イ:1日560円 I ロ:1日760円 II : ひと月220円(I に上乗せ)
ADL維持等加算	I : ひと月300円 II : ひと月600円
口腔・栄養スクリーニング加算	I : 1回200円(半年毎)
科学的介護推進体制加算	ひと月400円
介護職員等処遇改善加算	I : 所定単位数の9.2%
延長加算	9時間以上10時間未満 1日当たり500円 10時間以上11時間未満 1日当たり1,000円 11時間以上12時間未満 1日当たり1,500円

※ 自己負担額は、介護保険負担割合証に応じて上記金額の1割～3割です

* 介護保険からの介護給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。

* 送迎を希望される方には、ご自宅と事業所間の送迎を行います。(延長サービス時は対応できません)

・当事業所の送迎区域 琴浦町

(2) 法定外給付サービス

区 分	利 用 料
食 費	・1食600円 (栄養と利用者の嗜好、希望に配慮した食事を提供いたします) ・延長サービス利用時に食事を希望される場合、朝食400円、夕食490円
理容・美容	・理容サービス費用の実費
日常生活品の 購入代行	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費 (オムツ、介護用品等)
特別な食事	・要した費用の実費(飲料も含まます)
日常生活に要する 費用で本人に負担 いただくことが 適当であるもの	・レクリエーション費用 ・クラブ活動費 ・その他の費用(遠足参加費等)
区域外送迎費	・送迎実施区域を越えた地点から10Kmごとに、1,000円を実費

(3) 支払方法

サービス提供月の利用料の支払いは、翌月の10日頃までに請求いたしますので、請求します月の末日までにお支払いください。お支払方法は、鳥取中央農業協同組合振込み、若しくは現金にて窓口へお支払いください。

(4) 利用の中止、サービスの変更

利用予定日前に通所介護サービスの利用の中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用の追加をすることができます。この場合、サービス実施日の前日までに、介護支援専門員を通じて当事業所に申し出てください。

11. 緊急時の対応

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、別途定める「緊急時対応マニュアル」により、対応を行います。又、事故が発生した場合、速やかに原因を追求して、再発生を防ぐための対策を行います。

12. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための指針を整備し、必要な体制の設備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための必要な措置を講じます。又、職員、擁護者(親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

虐待防止責任者:施設長 前田 信子 虐待防止担当職種:生活相談員

13. 非常災害時の対策

年2回以上、利用者の方も参加していただいて避難訓練を実施いたします。

14. 業務継続

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

15. ハラスメント

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。施設内において行われる優位的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記行為は当該法人として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす、又は及ぼされそうになった行為。
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為。
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先関係者等、利用者及びその家族等が対象となります。

16. 苦情等申し立て先

当事業所 ご利用相談	窓口担当者	生活相談員 小谷 さゆり
	ご利用時間	毎日 8:30～17:30
	ご利用方法	電話 0858-53-2613 0858-53-2820 苦情箱 (事務室のカウンターに設置)

17. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況の有無	無
---------------	---

令和 年 月 日

利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
名称 みどり園通所介護事業所

説明者 職種 生活相談員
氏名 小谷 さゆり

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護事業についての重要事項の説明を受けました。

本人 住所 鳥取県東伯郡
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印